

四日市市職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第17号

四日市市職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員単身赴任手当支給規則（平成2年四日市市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(加算額等)	(加算額等)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 条例第42条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3 条例第42条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>8,000円</u>	(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>6,000円</u>
(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>16,000円</u>	(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>13,000円</u>
(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>24,000円</u>	(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>20,000円</u>
(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>32,000円</u>	(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>26,000円</u>
(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>40,000円</u>	(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>33,000円</u>
(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>46,000円</u>	(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>38,000円</u>

(7) 1, 300キロメートル以上1,  
500キロメートル未満 52,000円

(8) 1, 500キロメートル以上2,  
000キロメートル未満 58,000円

(9) 2, 000キロメートル以上2,  
500キロメートル未満 64,000円

(10) 2, 500キロメートル以上  
70,000円

附 則

1 (略)

(平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

2 平成28年3月31日までの間における条例第42条第2項に規定する単身赴任手当(同項括弧書の加算の対象となる職員にあっては、当該加算をする前の額)の月額は、26,000円とする。

(7) 1, 300キロメートル以上1,  
500キロメートル未満 43,000円

(8) 1, 500キロメートル以上2,  
000キロメートル未満 48,000円

(9) 2, 000キロメートル以上2,  
500キロメートル未満 53,000円

(10) 2, 500キロメートル以上  
58,000円

附 則

1 (略)

(単身赴任手当の月額に関する特例)

2 当分の間、条例第42条第2項に規定する単身赴任手当(同項括弧書の加算の対象となる職員にあっては、当該加算をする前の額)の月額は、26,000円とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部人事課)